

平成30年11月 和水町農業委員会 総会 会議録

- 1 開催日時 平成30年11月9日（金） 午後3時30分から午後4時50分
- 2 開催場所 和水町役場 本庁3大会議室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。（10名）

会 長	1 番	荒木 政士			
会長代理	2 番	甲斐 正晴			
委 員	3 番	平山 正光	4 番	本山 圭司	5 番 有働 憲一
	6 番	石原 由紀	7 番	内田 耕臣	8 番 金栗 孝義
	10 番	亀崎世志矢	11 番	上妻美津子	
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（1名）

9 番	池田 好博
-----	-------
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（16名）

菊水中央区域	猪口 琢真	石原 武則		
菊水南区域	上田 憲一			
菊水東区域	川原 京一	庄山 慶司		
菊水西区域	坂本 正則	福永 泰信		
緑区域	竹下 周三	上妻 芳樹	牛島 繁	
神尾区域	渡辺 秀敏	古閑原秀春	中畑 昇	
春富区域	三串 直人	柿原 学	渡辺 陽三	
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（1名）

菊水南区域	前淵慎一郎
-------	-------
- 7 日 程
 - 1 開 会
 - 2 会議成立宣言
 - 3 会長挨拶
 - 4 議事録署名委員の指名
 - 5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について
議案第4号	空き家に付属した農地の指定について
議案第5号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
 - 6 報 告
 - 7 そ の 他

8 閉 会

- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(3名)

事務局長 松尾 修

係 長 渡邊 豊和

参 事 庄山桂太郎

- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(0名)

8. 会議の概要

事務局 松尾

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。

「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、平成30年11月 和水町農業委員会総会を、開会します。

——— 資料の確認 ———

総会資料の表紙を、お開きください。

総会次第に沿って、進めさせていただきます。

事務局 松尾

2 会議成立宣言

和水町農業委員会会議規則第6条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」と謳ってあります。

本日は、11名中10名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

荒木会長、挨拶をお願いします。

会長 荒木

みなさん、改めまして「こんにちは。」

——— 会長挨拶 ———

それでは、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

事務局 松尾

荒木会長、どうも有難うございました。

それでは、議事に移らせていただきます。

和水町農業委員会会議規則第4条の規定により、

「会長は会議の議長となり、議事を整理する。」と謳ってありますので、会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長 荒木

4 議事録署名人の指名

それでは、議事の進行をさせていただきます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。

和水町 農業委員会 会議規則 第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

それでは、本日の議事録署名委員は、
8番 金栗委員 と 10番 亀崎委員 に、お願いします。

議長 荒木

5 議事

それでは、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、
議題とします。この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

農地法第3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内容及び現地確認等により、適合するか否か検討することとなっています。

適合するか否かの検討結果については、最後に説明させていただきます。

——— 事務局が、申請番号 52 について説明 ———
申請番号 52 使用貸借

以上の案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容、及び、現地確認等により、適合するか否か検討した結果を説明します。

一つ目が、「全部効率利用要件」です。

申請書に基づき、農業用機械、労働力、技術等から判断し、取得後において、耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを、効率的に利用して 耕作等の事業を行う者と見込まれます。

次に、「農作業常時従事要件」です。

申請書に記載された耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断して、基幹的な農作業に、常時従事するものと見込まれます。

次に、「下限面積要件」です。

農業委員会が定める30aを、上回っています。

最後に、「地域との調和要件」です。

取得後においても、耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など、地域との調和に支障が生じることはないと思われます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

議案第1号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

議案第 1 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。

議案第 1 号については、原案のとおり決定しました。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を、議題とします。

この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。

—— 事務局が、申請番号 22～23 について説明 ——

申請添付書類につきましては、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

申請番号 22 所有権移転（売買）・一般住宅

先月申請がありました 4 区画の分譲地の 2 区画目の案件になります。

譲受人は、現在アパートで生活をされていますが、子供の成長に伴い、一般住宅として、転用されるものです。

給水は上水道を引込み、生活雑排水は下水道へ放流し、雨水は北側の排水路へ放流されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第 2 種農地」に該当し、

既存の集落に接続して住宅を建てられるということで、許可可能と判断しています。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、融資証明書を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、平成 31 年 9 月末日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周辺は、北西側に農地がありますが、北東側は譲渡人の宅地、東側は譲渡人の農地、南側と東側は宅地です。平屋建てであり、周囲農地への日照、通風など、営農上への支障はないと考えられます。

申請番号 23 所有権移転（売買）・駐車場及び車両置場

譲受人は、自動車整備工場を営んでいらっしゃいますが、工場敷地が不足してきたため、工場に隣接する農地を、14台分の駐車場及び車両置場として転用されるものです。西側の県道から申請地へ入って、自動車は駐車されるとのことです。雨水は、既存の北側排水路へ放流されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、代替性が無いので、許可可能と判断します。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、残高証明書を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、ここ数年保全管理のみで、現在も駐車場として使用できる状態であり、砂利だけ敷いて使用されるとのこと、確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、駐車場と車両置場であり、周囲農地への日照、通風など、営農上への支障はないと考えられます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

申請番号 22 について、3番 平山委員 の報告をお願いします。

3 番 平山

申請番号 22 について、3 番 平山 が報告します。

11 月 2 日に、猪口推進委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、先月申請があった 2 区画目です。菊水中央小学校から北東へ 80 m 程にある畑で、現地は保全管理してありました。

隣接した南側には、今回の計画と同じように、4 軒の平屋住宅が建築されていました。

給水は上水道を引込み、生活雑排水は下水道へ接続し、雨水は北側排水路に放流されます。平屋建てであり、周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。

審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

続いて、申請番号 23 について、11 番 上妻委員 の報告をお願いします。

10 番 上妻

申請番号 23 について、11 番 上妻 が報告します。

11 月 2 日に、上妻推進委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、板楠交差点から南へ 150 m 程にある畑で、現地は保全管理してありました。

北側は畑で、北西側は申請人の自動車工場、それ以外は宅地です。駐車場と車両置場の計画であり、周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。

審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明と、現地確認委員からの報告がありました。

議案第 2 号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

議案第 2 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。

よって、議案第 2 号は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付します。

議長 荒木

次に、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」を議題とします。

この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

議長 荒木

今回、５ページの申請番号９は、私（荒木会長）が関与する案件です。議事参与の制限がありますので、まずは、その案件を除いて審議します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

議案第３号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」です。まず、基盤強化法第１９条（農用地利用集積計画の公告）です。

「農業経営基盤強化促進法」とは、効率的で安定的な農業経営の安定を図るため、農業経営の改善の目標を明らかにし、計画的に進めようとする農業者に対して、農用地の利用の集積や経営の合理化・経営の基盤強化を促進するための法律です。その農業経営基盤強化促進法による利用権設定等です。

各申請の「経営面積」・「利用内容・賃借料・期間・区分・備考」については、総会資料のとおりですので、ご覧ください。

「申請番号・土地の所在等・貸人・借人」のみ、読み上げます。借人・貸人の敬称は、略します。

——— 事務局が、申請番号 183～189 について説明 ———

続いて、基盤強化法第１９条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）です。

「農地中間管理機構」とは、農地等を貸したい農家（出し手）から農地等を預り、規模拡大や経営の効率化を進めている担い手農家へ、農地の利用の集積・集約化を進めるために農地等の中間的受け皿となる公的機関です。都道府県に一つずつ設置され、農地の集約化や耕作放棄地の解消を推進する機関、農地バンクとも呼ばれています。

利点として、農業をやめたり、経営の柱としていた作物を一部やめる「部門縮小」をする所有者に、１０ａ当たり３５，０００円が経営転換協力金として交付されます。

借り手側は、複数の貸し手と契約をせずに、農地中間管理機構と１つの契約で済むという利点があります。

事務局 松尾

——— 事務局が、申請番号 ７～１２ について説明 ———

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件」を満たしているものと考えます。

以上です。よろしくお願いします

議長 荒木

ただ今、事務局から、議案第３号について説明がありました。申請番号９を除く、議案第３号の申請番号について、何か質問等があり

	ましたら、お願いします。
福永推進委員	この農地バンクへ預けたら、利用しなくても、農地バンクは小作料を払うということですか。
事務局 松尾	実際には、そのようにはいきませんで、借受人は決まっております、その方への集積となります。
福永推進委員	貸主は農地バンクで、借主はその方ということですかね。
事務局 松尾	実際には、そのような感じになります。
議長 荒木	今回は、その方だけの案件ですかね。
事務局 松尾	はい、今回はお一人の案件となっています。
議長 荒木	今回の案件につきましては、十町地区では、今、樹園地を2人の方に、集積しようと、県と町と一緒に、一生懸命やっているところでございます。
福永推進委員	これは、全部、隣接地ということですか。
議長 荒木	隣接している土地もあるし、していない土地もあります。
6番 石原	みかんですか。
事務局 松尾	説明が不足していて、申し訳ありませんでした。今、会長がおっしゃったように、十町地区では、20代の農業後継者お二人の方に、集積の計画をしてありますが、今回の案件は、その農業後継者お二人の一方のお父さんの案件です。全部で9筆の20,636㎡のみかんを集積される案件です。
議長 荒木	何か他にありませんか。
	—— 「異議なし」 の声 ——
議長 荒木	無いようですので、採決をします。 申請番号9を除く、議案第3号 につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
	—— 全員挙手 ——
議長 荒木	ありがとうございました。 申請番号9を除く、議案第3号については、原案のとおり決定しました。

それでは、私は退室しますので、甲斐会長代理に議長をお願いします。

—— 荒木会長、退室 ——

議長 甲斐

次に、5ページの申請番号9 について、審議します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

—— 事務局が、申請番号 9 について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしているものと考えます。
以上です。よろしくお願いします。

議長 甲斐

ただ今、事務局から、説明がありました。
申請番号9 について、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 甲斐

無いようですので、採決をします。
申請番号9 につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 甲斐

ありがとうございました。
申請番号9 については、原案のとおり決定しました。
荒木会長の入室を、お願いします。

—— 荒木会長、入室 ——

議長 荒木

次に、議案第4号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とします。事務局の説明を、お願いします。

事務局 松尾

議案第4号「空き家に付属した農地の指定について」です。

事務局 松尾

—— 事務局が、申請番号1について説明 ——

「和水町空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」第5条（指定の条件）を、全て満たしています。
以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。
申請番号１ について、７番 内田委員 の報告をお願いします。

７番 内田

申請番号１について、７番 内田が報告します。
１１月５日に、福永推進委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。
申請地は、竈門大橋から東へ２００ｍほどにある畑で、現況は保全管理してありました。以前は、麦や大豆を耕作してあったということでした。
空き家に付属した農地へ指定して、支障は無いと考えます。
審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員からの報告がありました。
議案第４号について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
議案第４号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第４号については、原案のとおり決定しました。

議長 荒木

次に、議案第５号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題とします。事務局の説明を、お願いします。

事務局 松尾

議案第５号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」です。

—— 事務局が、説明 ——

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明がありました。
議案第５号について、何か質問等がありましたら、お願いします。

福永推進委員

どこでもいっしょばってん、高齢者ばかりで、後１０年先には何人農家が残っているかわかりません。昔は、若いもんは土日は家でがまだして、普通の日も朝早くがまだして、仕事に行って帰ったら、また、しよんかった。今んもんは、土日は休むもんで思っとる。今の耕作者がもしもできんようになった時に、果してこれだけの農地面積を守りきるか。目標を持つことはよかこつばってん、現実問題として、どぎゃん思いなるですか。

議長 荒木

そぎゃんですね。この前の県の推進大会に行った時も、表彰を受けたと

おりですね、耕作して儲かる土地だけ残して、後は全体の農地面積を減らしていくしかしようがないのかなと思います。それとまた、今、法人化とか営農組織の立ち上げとかも、私たちも進めていかなくてはならない立場にあると思います。ま、やはり、米あたりは、営農組織あたりを立ち上げて、大型機械等を入れれば、小部落でも2・3人で受けていけるような、そういう条件さえ整えば、そうなっていくと思います。今、150名の認定農業者もおりますけれども、なかなか、それがどこまで残ってくれるか、また、新規就農がどれくらいやってくれるかは未知数でございます。

農業委員さん、推進委員さんも、できれば後継者育成・法人化・営農組織の立ち上げに、ぜひ、関わっていただければと思います。

そして、和水町の農業振興に寄与していただきたいと思います。

福永推進委員

竈門の場合は、おかげさまで、酪農農家がおるけんですね、畑もある程度耕してもらおるばってんですね、基盤整備しているところも、全部、酪農です。竈門の場合は、運が良かったと思います。大型農家が何軒かおるけんですね。ばってん、よそで基盤整備ばしたっちゃ、馬鹿んごたる値段しかせんけんですね。営農組織とか作れば良かつですけれども。米は営農組織で良かですが、畑は個人的な技術とかもあるし、なかなかうまくいかんですよ。

議長 荒木

作物によってはですね。だから、うちあたりの部落では、なすびがはやっているの、米あたりは何人かに集約して、ナスとかミニトマトとかの施設園芸をやっていけばいいという話になっております。

特に、他の地域の畑あたりは、荒れてしまうのではないかと心配します。

福永推進委員

田の場合は、集約化で大型機械を入れればいいですが、畑あたりはそうとう努力をせんといかんし、肝心なところは他人には任せられないんですよ。何の仕事でも簡単にはいかんです。国民全体で考えていかんとですね。米も、もう少し値段が高くないとですね。

議長 荒木

農業委員さん、農林振興課あたりで、和水町も基幹産業である農業を考えていかんといけないと思いますので、皆さん方も、推進して頂きたいと思います。よろしくお願いします。

庄山推進委員

管内の農地面積1973haという数値はどこからきているのですか。

事務局 松尾

農業センサスの数値を引用しています。

庄山推進委員

現状とはかなりかけはなれていると思うとですよ。

事務局 松尾

夏場に、委員さんに回っていただいた農地を、今、係長の渡邊の方で整理して、一覧表を作っています。来月の農業委員会の総会でお示しして、また、ご足労をおかけしますが、地区を当たっていただきたく予定です。

荒木会長が、先ほどおっしゃったとおりなんです、国も日本全体の農業の衰退を非常に心配していますので、山の中とか迫田の農地とか、利用価値が低い農地は非農地化を進めて、農業委員さんに加えて農地利用最適化推進委員さんを、新たに法律化して、皆さんにお世話になっているところです。この指針を基にして、農業委員さん・推進委員さん・事務局が一体となって、それでも追いつかないとは思いますが、努力して、和水町の農地をできるだけ守っていければと思いますので、よろしくお願いします。

庄山推進委員

それと、もう1点。違反転用の防止で書いてありましたが、具体的にはどういふことが教えてもらっていいですか。

事務局 松尾

違反転用につきましては、事務局でも把握するように心がけてはおりますが、許可なしに自分の農地に家を建ててしまっている場合とか、総会でも、年に何件か始末書を添付して申請される案件があります。それらの件につきまして、事前に農地は農地として管理しなければならないということです。よろしくお願いします。

甲斐会長代理

それからひとつですね、うちあたりは中山間地と関係するからですね、自分は作りきらんばってん、保全管理ばせんとでけんということで、苦労されている方が多いです。5年間は、しっかり作っていかんといかん。その後は、外すなら外してよかばってん、補助金を返さなんものだからですね。集落としてもですね、厳しい状況となってきています。猪被害も、ひどいですし。

議長 荒木

中山間地も後2年もすると、荒れてしまうと思います。

事務局 松尾

皆さん、ご意見等がまだあると思いますが、この後、忘年会も開催しますので、その折にでも、お話しいただければと思います。

また、地元でも、農地の保全・集積・集約等に、ご尽力をお願いします。

議長 荒木

それでは、議案第5号につきましては、いろいろあると思いますが、指針は指針として、やはり決定しておかなければいけないことですので、採決をします。

議案第5号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

ありがとうございました。

議案第5号については、原案のとおり決定しました。

これで、すべての議事は終了しました。

他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

事務局 松尾

無いようですので、進行を事務局へお返しします。

荒木会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。
また、甲斐会長代理には、臨時議長を務めていただき、どうもありがとうございました。

6 報告

12 ページを、ご覧ください。

報告第1号 「あっせん譲受等候補者名簿について」です。

また、13 ページに、今回の案件の一覧表を掲載していますので、ご覧ください。

7 その他（連絡事項）

事務局から、事務連絡。

8 閉会

ご起立をお願いします。

これをもちまして、平成30年11月 和水町農業委員会総会を、閉会します。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署 名 委 員 8 番

署 名 委 員 1 0 番

会議録調製者	松尾 修
本誌 表紙共	9 枚